

# 三 条 民 商

三条民商工会  
三条市興野2-16-29  
TEL32-2710  
FAX32-2718  
2019年11月18日  
2395回

## 消費税は5%に減税を！

### インボイスで

### 5百万零細業者が打撃

消費税が増税されて一ヶ月以上経ちました。4年後の令和5年10月から適格請求書(インボイス)制度が導入されます。

#### 「免税業者はどうなるの？」

- ① 全国には5百万人の中小業者が免税業者(売上が一千万円以下)になっています。
- ② 免税業者では、適格請求者(インボイス)の発行ができず、相手方の消費税の経費(仕入れ税額控除)の対象になりません。
- ③ 免税業者は、取引対象から排除される可能性があります
- ④ 免税業者でも、160万業者が課税業者になって消費税を収めることとなります。(財務省の試算)

日本商工会議所は「このままでは、インボイス制度で、小規模事業者の廃業が増えて、地域経済の衰退に拍車をかけることになる」と警告を發しています。

民商・全商連は消費税を5%に戻し、インボイス制度の廃止を求める署名を行っています。

今回、新聞に署名を入れましたので署名を広げてインボイス制度を撤回させましょう。

#### 今月の法律相談

とき…11月21日(木)午後2時より

ところ…民商事務所

工藤和雄顧問弁護士による法律相談を行います。予約が必要ですので事務所までご連絡ください。会員の相談は無料です。

#### 仲間増やしの行動

11月7日の常任理事会で秋の運動について話し合われました。

『もうすぐ12月になり消費税の申告や確定申告などの心配をしている業者もいるのではないか?』

『先日、「仕事を始めて半年だが帳面について教えてもらえるのか」と事務所に来られた人もいた。会員訪問をして民商に入ってくれる業者を紹介してもらおう。ということで会員の他にも』

◎相談に乗った会員・入会して日の浅い会員

◎元会員・元読者

◎青年部員

◎共闘で結びついた人

を訪問して紹介してもらうことになり統一行動日を決めました

是非みなさんの参加と紹介にご協力ください

とき 11月17日(日)9時集合

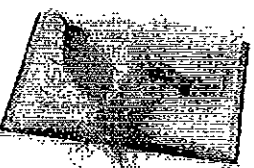
ところ 事務所

#### 記帳会の予定

井栗保内支部

11月21日(木)夜7時半より

鳥羽プレスさん

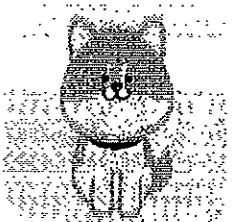


2020年 憲法9条カレンダーの購入受付を始めました。購入ご希望の方は

民商事務所、または役員まで

ご連絡ください。

毎年好評です。



#### 事務局員募集

民商では事務局員を募集しています。知人、友人、知り合いの方を紹介してください。

